

廃棄物(ごみ)の不法投棄は犯罪です!

廃棄物(以下「ごみ」という。)の不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、有害な物質が漏れる恐れがあり、土壌、地下水、河川等が汚染される等の深刻な環境問題につながる犯罪行為です。

町では、不法投棄監視員による監視活動や防止対策等を強化していますが、ごみの不法投棄は、後を絶ちません。地域ぐるみで監視活動や防止対策を行い、美しくきれいな町づくりを推進しましょう。

ごみの不法投棄とは
ごみをごみの処分場以外の山林、原野、河川等に見だりに捨てたり埋めたりする行為のことです。

ごみを不法投棄された土地の所有者(管理者)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の定めにより、土地の所有者(管理者)は、ごみの不法投棄者が不明の場合、自らの責任でごみの処理を行うことになります。ごみの不法投棄者が判明した場合は、その者がごみの処理を行うこととなります。

ごみの不法投棄で困っている場合

町では、ごみの不法投棄の啓発看板を製作設置し、一定の成果をあげています。

ごみの不法投棄で困っている場合は、環境保健係までご連絡ください。

ごみの不法投棄の罰則
(廃掃法第25条、第32条関係)

【刑事処分】

個人 5年以下の懲役、1千万円以下の罰金又はその併科

法人 3億円以下の罰金

ごみの不法投棄や不審な行為(車両)を発見した場合の連絡先(廃掃法第5条関係)

環境保健係

電話 0267(56)2311

佐久地方事務所環境課

電話 0267(63)3166



河川へのごみ不法投棄



狂犬病予防注射を必ず受けましょう!!

狂犬病予防注射 秋の集合注射の実施について

平成26年度、狂犬病予防注射「秋の集合注射」を下記の日程で実施します。

今年度未注射及び生後90日を経過した犬の飼い主の方には、狂犬病予防注射申請ハガキを郵送しますので、都合のよい実施場所で必ず注射を受けてください。

新規登録をされる場合は、役場又は実施場所でも申請してください。

● 日程

10月25日(土)	蓼科ふれあいセンター前	10:00~10:15
	立科町役場駐車場	10:50~11:10

● 手数料(料金)

登録済の犬(注射料のみ).....3,310円
新規登録の犬(注射料+登録料).....6,310円
※お釣りのないよう持参してください。

● 秋の集合注射の対象となる犬

生後90日を経過したすべての犬で今年度未注射の犬。譲り受けた犬や室内犬であっても対象となります。

- ・犬が死亡している場合は、ハガキに「死亡」と書いて提出してください。
- ・犬が病気、衰弱等により注射を受けられない場合は、獣医師の「猶予証明書」の提出をお願いします。
- ・首輪に鑑札、注射済票、名札等飼い主のわかるものを必ず付けましょう。

※不明な点は環境保健係へお問い合わせください。

● 狂犬病とは

狂犬病は、人と動物の共通感染症です。効果的な治療法はなく発病するとほぼ死亡するという恐ろしい病気です。

● 狂犬病予防法による義務

狂犬病予防法により犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けることが義務づけられています。これを怠ると20万円以下の罰金に処せられることがあります。